

平成 28 年度 税制改正要望

平成 27 年 11 月 5 日
公益社団法人日本農業法人協会

1. 法人実効税率の引き下げ(法人税)

成長志向の法人税改革の推進による早期の法人実効税率 20%台の実現に向けて、税率引下げ幅の更なる上乘せを図ること。

【理由】

法人実効税率の引下げは、農業法人の経営体力強化、さらにはキャッシュフローの増加による前向きな投資を促し、経営の規模拡大に向けた機械設備等の増強、国内農産物の輸出や人材確保の促進等が期待される。

2. 償却資産(機械装置等)の投資に係る固定資産税の見直し(固定資産税)

新規に導入した償却資産(機械装置等)について、固定資産税の償却資産課税の減免を図ること。

【理由】

利益の有無に関わらず賦課される固定資産税は、特に赤字の経営体にとって固定的な負担となっている。また、投資に対する収益率を低下させることから、農業機械の導入等の足かせとなっており、規模拡大意欲の低下を招いている。償却資産税の見直しは、コストの低下、収益率の改善を通じた設備投資意欲を高める効果が期待される。

3. 農業法人を対象としたベンチャー投資促進税制の拡充(法人税)

同業他社の経営再建を支援する目的で出資した農業法人に対し、当該出資額を基準とした限度額以内の損失準備金積立額の損金算入を認めるようベンチャー投資促進税制を拡充すること。

【理由】

特に畜産経営においては、既存の施設が一度無くなると再度営農地を確保することは困難となっている。また、経営破綻に陥る前に経営資源を有効活用した上で、優良な同業他社が支援する仕組みを構築することは、農業の経営確立・産業化にも寄与する。

平成 26 年度の税制改正により、ベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業へ投資した企業について、損失準備金として出資額を損金算入できる、「ベンチャー投資促進税制」が創設されている。同制度は、ファンド組成した上で、ベンチャー企業に投資する仕組みであるが、経営再建・再生を目的とした場合、生産技術やノウハウを同業他社等が直接投資することが効果的である。こうしたことから、経営再建・再生を目的に同業他社が直接出資した場合に、その出資額の積立ても可能とするよう制度の拡充が必要である。

なお、経営再建・再生が目的とした仕組みであり、よりリスクの高い投資となることから、出資額はベンチャー投資促進税制の上限 80%ではなく、100%

の積み立てを可能とするべきである。

4. 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設(法人税)

農地を賃貸した個人も参加して畦草刈りや水路掃除など農地の保全活動を行う、地域資源管理法人（一般社団法人：非営利型法人）が行う農作業に係る請負業については法人税の収益事業から除外すること。

【理由】

大規模な農業経営を育成するには、畦草刈りなどの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきた。しかし、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。

また、日本型直接支払（多面的機能支払）や地域集積協力金の創設を踏まえて、利用権設定をした地権者が参加した一般社団法人（非営利型法人）などを組織して農地管理作業を実施し、耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積を促進する必要がある。

しかしながら、一般社団法人（非営利型法人）が、日本型直接支払や地域集積協力金を原資として農地等の管理活動を行っても収益事業に当たらず、法人税の申告を要しないものの、農業法人等から畦畔の草刈りや水稻の水管理などの作業を受託した場合には請負業（収益事業）として区分経理が必要となるため、赤字であっても法人税の申告が必要になるなど事務負担が大きくなる。

現行税制では、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている非営利型の一般社団法人など「特定法人」について農作業のために行う請負業が収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない一般社団法人（非営利型法人）が農作業のために行う請負業についても収益事業から除外すべきである。

5. 消費税の単一税率の維持と現物給付(フードカード)による逆進性緩和措置の創設(消費税関連対策)

消費税の単一税率を維持し、軽減税率を導入しないこと。また、逆進性緩和対策についてはフードカードによる食料品の現物給付など農業者の事務負担の増加を招かない措置を講じること。さらに、消費税引上げに伴う不当な値引き強要を防止するため、行政による監視・指導を強化し、価格転嫁を担保すること。

【理由】

消費税の逆進性を是正する必要があるが、軽減税率を導入した場合、インボイス導入など事業者の事務負担増加というデメリットが大きい。このため、例えば米国のフードスタンプ制度をモデルとして食料品購入（外食を含む。）にのみ使用できる「フードカード」（仮称）をマイナンバー個人番号カードとは別に発行し、消費税相当額を購入ポイントとして給付する制度を導入することで逆進性緩和対策を講じる必要がある。

また、消費税の引き上げに対して、不正な価格交渉が行われないう、行政

の監視・指導が徹底されるべきである。

6. 実態に合わせた減価償却期間と償却方法の設定(法人税、所得税)

平成 20 年度税制改正によって農業用設備の法定耐用年数は一律 7 年に見直されたが、畜産の現場などではアンモニアや塩分等の影響によって、機械が 3 年も使用できない場合がある。そのため、農林水産省等であらかじめ種類や利用形態を指定したうえで、実態に即した耐用年数を設定し、納税者(使用者)が届出によってこれを選択できる制度を設けること。

また、将来に大きな費用を残さず財務の健全性を図ることが可能な定率法については制度を維持させること。

【理由】

法定耐用年数については、平成 20 年度改正によって、性能向上による耐用年数の長期化傾向などを受けて大幅に簡素化された。一方で、畜産経営などの減価償却資産の中には実際に 3 年程度しか使用できないものもある。

「耐用年数の短縮の承認申請書」による手続きは、中小企業者である農業者の負担が大きく、減耗に応じて費用化するという会計上の考え方からしても、実態に即した耐用年数を簡素な手続きで選択できる制度が求められる。

また、現行の減価償却制度は、定額法・定率法の 2 種類の償却方法を選択することができる。定率法は耐用年数の初期に多額の減価償却費を計上することになり、投下資本の早期回収に役立つ。一方で、後半には減価償却費が減少することで、費用負担が軽減され、企業の設備投資を促す効果が期待できる。こうした観点からも減価償却方法として定率法を維持することが必要である。

7. 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予

の継続措置(相続税・贈与税)

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合に納税猶予を継続する措置を設けること。

【理由】

機械の大型化などに伴い作業の効率化のために農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合に、地域の税務署などの運用によっては農地の納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。

特に納税猶予の適用判断が地域の税務署などで異なる運用がなされている場合、経営耕地の多くが借入農地である大規模経営体においては、地主の了解を得て地域の税務署などと協議することは、借り手という立場から困難である。相続税においても公共の用に供する私道の価額は評価しないことになっており、これに担税力を求めるのは不合理である。

8. 相続税納税猶予制度の市街化区域への拡充と農地底地権の物納

制度の創設(相続税・所得税)

平成 27 年 4 月都市農業振興基本法が制定され、都市農業振興基本計画の策定が義務付けられ、計画策定の中で農業用施設用地及び屋敷林等について評価額の減額など固定資産税や相続税の軽減措置を講ずるとともに、市街化区域においても、農地を賃貸しても相続税納税猶予が継続する制度にすること。

また、永小作権や地上権に基づいて農地・農業用施設用地等の利用を継続しながら、相続人が底地所有権を物納することによって納税資金を準備しなくても相続に対応し得る制度の創設を求めるとともに、農地・農業用施設用地等の永小作権・地上権の農業法人への無償譲渡や現物出資に係る譲渡所得課税の特例措置を講ずること。

【理 由】

都市農地については、農産物の供給機能と同時に地域住民の災害時の避難場所や食育など教育の場、緑地としての憩いの場など多様な価値に着目し、都市農業の維持に必要な農業用施設用地や屋敷林なども含めた税の軽減措置によって市街化区域内農地を維持する必要がある。

農地法改正に伴い、市街化区域以外においては、農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度が実現したが、市街化区域内において農地を貸しても相続税納税猶予が継続する制度の実現を求める。

また、農業の継続意思の証を示したい都市農業者のために、相続税納税猶予とは別の選択肢を用意する必要がある。

9. 非上場株式の相続税猶予制度の猶予解除条件の緩和について(相続税)

非上場株式等の相続税納税猶予制度について、「申告期限後 5 年間の平均で、相続開始時の雇用の 8 割を維持できなかった場合、納税猶予税額の納付をすることとなる」条件を緩和すること。

【理 由】

TPP 交渉の大筋合意等により農業情勢に大きな変化が見込まれ、先行きが不透明な状況のなか、現状の経営状態、経営規模を維持できるかの確証はない。そのような状況において経営継承する時、相続税猶予制度申告期限後 5 年間の平均で相続開始時の雇用の 8 割を維持できなかった場合、納税猶予税額の納付をすることとなるというのは非常に厳しい条件である。

そこで、経営縮小することがやむを得なかった場合、経営状況等事業継続確認要件については大幅な要件緩和をお願いしたい。

10. 農業経営基盤強化準備金の継続と拡充(所得税・法人税)

幅広いリスクに備え、経営の多角化を促進するために、農業経営基盤強化準備金制度を継続するとともに次のとおり拡充すること。

(1) 準備金の積立期間(取り崩し期限)の延長

経営規模拡大や設備更新等の投資を適切な時期に実施できるよう、積立

期間を現行の5年から10年に延長する。

(2) 対象交付金の拡大

現行の対象となる交付金は、水田・畑作経営所得安定対策などの土地利用型の交付金に限られていることから、養豚経営安定対策や鶏卵価格差補填金など畜産分野の経営安定対策の補填金も積み立ての対象に含める。また、農地中間管理機構が本格的に始動し、貸借による農地集積を促進するなかで農地の受け手が受領する地域集積協力を準備金の対象とすることで地域集積協力金等が地域の担い手に配分されるようにする。

【理由】

農地の取得や設備の更新には最適なタイミングがあり、これらに対応するため積立期間（取り崩し期限）の延長が必要である。

また、積み立て原資については、土地利用型に限定されており、口蹄疫などの家畜伝染病や飼料高騰などの大きな経営リスクにさらされている畜産経営については準備金の積み立てを行うことができない。こうした、畜産分野の経営安定対策の補填金や担い手である農地の受け手が受領する地域集積協力金などを対象交付金とする必要がある。